

県内初

## 恩納村 子育て用品支援事業

子育て用品のレンタルに要した費用(消費税及び送料を含む)の助成が始まります!  
 ※村が委託した業者(ダスキンレントオール)とのレンタルに限ります。

### ＼上限10万円で4種類から必要なものをレンタル！

ベビーベッド



ベビーカー



チャイルドシート



ベビーバス



レンタル商品の一覧・料金等は「ダスキンレントオール」サイトをご覧ください▶

※種類はそれぞれ指定となります。



### 対象者

- 村内に住所を有する次の者
- 出産を予定する者  
(出産予定日の2か月前から申請ができます)
- 1歳未満の子どもの保護者  
(子どもも村内に住所を有する必要があります)

### 申請窓口

健康保険課窓口

※希望貸出開始日の**1か月前**までに!

### レンタル助成上限額

子ども1人あたり……10万円

※助成は子ども1人につき、1回限りです。

※助成金は村から委託業者に直接支払いますので、子育て用品支援事業のレンタルに要した費用(税込、送料込)が10万円以内の場合は、委託業者へレンタル料金を支払う必要はありません。

## 恩納村 1か月児健康診査費用助成事業

### 対象者

令和6年4月1日以降に生まれた赤ちゃんの保護者で、1か月児健康診査実施日に恩納村に住民票がある方。

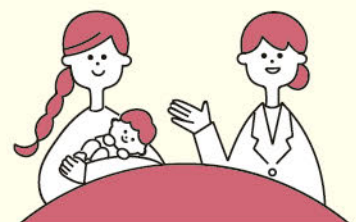
### 対象となる健康診査

- ▶ 医療機関で受診する1か月児健康診査  
(生後27日から生後6週に達しない日までの健康診査)
- ▶ 健康診査の項目が、身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見及び乳児の健康状態や育児の相談等を含む1か月児健康診査。

### 申請方法

次のものを添付し、健康保険課に申請してください。

- ① 恩納村1か月児健康診査費助成申請書(様式第1号)
- ② 健診を受けた医療機関等が発行した領収書、または診療明細書の写し
- ③ 親子健康手帳の「1か月児健康診査」の記録ページの写し
- ④ 振込先金融機関の口座の写し



お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217